

ご存知ですか？

農業近代化資金（復興）

福島県では農業近代化資金に**復興枠**を設けております。

東京電力福島第一原子力発電所の事故により影響を受けている農業者の皆さんが農業経営を継続するに当たり、お役に立てる資金です。

既存の農業近代化資金にはない優遇措置がございますので、ぜひご活用ください。

貸付対象者

認定農業者等であり、かつ次のいずれかに該当する者。

- ① 被災12市町村の農業者で、営農を再開して2年を経過した者
- ② 被災12市町村の農業者で、避難先で営農を再開して2年を経過した者
- ③ 被災12市町村の農業者と共同で、農業を営む法人又は団体
- ④ 被災12市町村の農業者を雇用し、農業を営む法人又は団体
- ⑤ 原発事故の風評被害等により、農業収入が減少又は農業支出が増加した農業者等

優遇措置

福島県農業信用基金協会の債務保証料の1/2を助成します。

通常保証料率(年)は、次のとおりです。

(有担保:0.23% 無担保:0.38% 無担保のうち特例:0.30% 法人特例:0.46%)

貸付利率

1.70%(景気的情勢等により変動します。)

貸付条件

優遇措置に掲げた以外の貸付条件等は、通常の農業近代化資金と同じです。

※詳しくは金融機関の融資担当者にお尋ねください。

取扱金融機関:各総合農業協同組合、福島県酪農協同組合、東邦・福島・大東・第四北越・常陽の各銀行、福島・二本松・郡山・須賀川・白河・会津・ひまわりの各信用金庫、農林中央金庫